

選 択 約 款 変 更 届 出 書

沖電お営営発第 60 号

平成 27 年 2 月 5 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役
社 長 大 嶺 満

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平成 27 年 4 月 1 日

別 紙

業務用季節別時間帯別電力

(選 択 約 款)

平成 27 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 範 囲	1
4	契 約 電 力	1
5	季節区分および時間帯区分	3
6	料 金	4
7	使用電力量の計量	5
8	契 約 期 間	5
9	そ の 他	6

II 実 施 細 目

1	適 用 範 囲	7
2	そ の 他	7

附	則	8
---	---	---

別	表	12
---	---	----

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年2月5日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の業務用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

- (1) 契約電力が500キロワット未満の場合

イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(ロ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(ハ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 供給約款の自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 供給約款の自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(2)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)によって定めます。

5 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間

および別表 2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（9〔その他〕(1)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,711 円 80 銭
-----------------	--------------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピ ー ク 時 間

1 キロワット時につき	22 円 70 銭
-------------	-----------

ロ 昼 間 時 間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18 円 92 銭	17 円 73 銭

ハ 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	12 円 11 銭
-------------	-----------

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、供給約款別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

7 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準ずるものといたします。

8 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の業務用電力または業務用

電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。

9 そ の 他

- (1) お客様が希望される場合は、供給約款の業務用電力に準じ、供給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の料金は、6（料金）を常時供給分の該当料金として算定いたします。
- (2) その他この選択約款に定めのない規定については、供給約款の業務用電力にかかわる規定を準用するものといたします。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この選択約款から供給約款の業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季節別時間帯別電力を適用いたしません。

2 そ の 他

(1) 供給約款の自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。

イ 自家発補給電力Aの料金は、供給約款24（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。

ロ 自家発補給電力Aと同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(イ) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(ハ) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成27年4月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

- (1) 本則6（料金）および実施細目2（その他）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、(2)の場合を除き、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

イ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、

別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（本則 9〔その他〕(1)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,711 円 80 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット時につき	22 円 70 銭
-------------	-----------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18 円 92 銭	17 円 73 銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	12 円 11 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その 1 月のうち毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、

供給約款別表 6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ロ 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその 3 パーセントを加えたものといたします。

(2) そ の 他

イ 供給約款の自家発補給電力 A とあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。

(イ) 自家発補給電力 A の早収料金は、供給約款附則 9（延滞利息の適用開始までの取扱い）(12)イ(ハ)の早収料金を適用して算定いたします。

(ロ) 自家発補給電力 A と同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力 A の使用のつど選択することはできません。

a 自家発補給電力 A の使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

b 自家発補給電力 A の使用の前 3 月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

c 自家発補給電力 A の使用の前 3 日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

ロ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、供給約款 52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にと

もなう料金および工事費の精算) に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定

により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

2 休 日 等

この選択約款において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日
- (3) 各年ごとに定める次の日

平成27年	9月22日，9月23日
平成28年	3月20日，8月11日，9月22日
平成29年	3月20日，8月11日，9月23日
平成30年	3月21日，8月11日，9月23日
平成31年	3月21日，8月11日，9月23日
平成32年	3月20日，8月11日，9月22日
平成33年	3月20日，8月11日，9月23日
平成34年	3月21日，8月11日，9月23日
平成35年	3月21日，8月11日，9月23日
平成36年	3月20日，8月11日，9月22日
平成37年	3月20日，8月11日，9月23日

(4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合，その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日

(5) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り、かつ、37,700円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (37,700\text{円} - 25,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計

量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、計量日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	29 銭 9 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖 縄 電 力 株 式 会 社

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 2 月 5 日届出により変更となったことにもない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、ここに平成 26 年 1 月 28 日届出の業務用季節別時間帯別電力（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選 択 約 款 の 変 更 の 内 容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行なうとともに、休日等の見直しを行ないました。

